

# 労務 ROAD

## ■厚生労働省関係の主な制度変更（令和2年4月）

新年度スタートにあたり、厚生労働省関係の主な制度変更のうち、特に国民生活に影響を与える事項についてお知らせいたします。

令和2年度の国民年金保険料	・月 16,540 円 (令和元年度 16,410 円から引き上げ)
令和2年度の年金額	・月 65,141 円 (老齢基礎年金 (満額)) ※6 月支払分より (令和元年度 65,008 円から引き上げ)
雇用保険料率	・令和元年度から変更はありません (一般の事業…3/1,000、建設の事業…4/1,000)
時間外労働の上限規制 (中小企業)	・令和2年4月から、中小企業で働く労働者の時間外労働の上限について月 45 時間、年 360 時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合にも上限を設定する
同一労働同一賃金 (大企業)	・令和2年4月から、正社員と非正規雇用労働者 (パートタイム労働者・有期雇用労働者) の間の不合理な待遇差を禁止する。※中小企業においては、令和3年4月1日から適用
同一労働同一賃金 (労働者派遣法)	・令和2年4月から、正社員と非正規雇用労働者 (派遣労働者) の間の不合理な待遇差を禁止する。

対策はお済みでしょうか？詳細はお問い合わせください。

【厚生労働省 より】

## ■通勤手当の非課税限度額

従業員に対して支給する通勤手当について、自転車通勤の場合など、どのくらいの金額の通勤手当を支給すればよいか悩まれることは多いかと思えます。

通勤手当は一定の金額までは非課税で支給することができます。今回は通勤手当を支給する際の非課税限度額について、通勤手段別に確認しましょう。

- 電車・バス通勤の場合：非課税限度額：15 万円/月
- 自動車・自転車通勤の場合：非課税限度額：通勤距離に応じて定められています。

通勤距離(片道)	非課税限度額/月
2km 未満	全額課税
2-10km 未満	4,200 円
10-15km 未満	7,100 円
15-25km 未満	12,900 円

通勤距離(片道)	非課税限度額/月
25-35km 未満	18,700 円
35-45km 未満	24,400 円
45-55km 未満	28,000 円
55km 以上	31,600 円

- 徒歩通勤の場合：全額課税対象となります。

とくに自動車・自転車通勤の場合は従業員を雇い入れる際は、通勤距離を確認するためにも、通勤経路報告書等の書面により、通勤経路の確認を取っておくとよいでしょう。また、限度額を超えて非課税で通勤手当を支給していることが無いか、あわせてご確認ください。

【国税庁 より】

VOL.691  
(2004-2)



(旧 河本社労士事務所)

〒541-0056  
大阪市中央区久太郎町  
1-9-26 船場 IS ビル 5F  
TEL:06-6264-6264  
FAX:06-6264-6265  
HP: <https://k-s-j.net/>  
編集担当：矢尾・君野・川端

新型コロナウイルス関連の  
助成金の最新情報について

社会保険労務士法人アイデア  
ホームページにて、  
随時掲載しておりますので  
こちらをご確認ください！

新型コロナウイルス感染症の  
対策のため弊所では先日より  
テレワークを実施し、原則  
お客様への訪問はせず、電話  
・メール・マイコモン等で  
対応させて頂いております。  
<期間>  
令和2年4月8日(水)より  
令和2年5月6日(木)まで

関係者の皆様には大変ご迷惑  
とご不便をお掛けしますが、  
ご理解ご協力のほど宜しく  
お願いいたします。

## 4月 労務スケジュール

- ・雇用保険 高年齢者の  
雇用保険料徴収開始
- ・協会けんぽ 料率改定  
(健康保険・介護保険)  
※翌月控除の場合
- ・労働者死傷病報告書の提出  
(休業4日未満)  
※5月1日まで